

【討論】

「我が国災害救助法及び災害対策基本法
における権限・責務の配分のあり方に関する課題
—都道府県と市町村に注目して—」

に対する討論

(吉村裕司他著, 地域安全学会論文集, No.46, 2025 年掲載)

Discussion on Research Activity Published as
"Issues Related to the Distribution of Authority and Responsibility
in Japan's Disaster Relief Act and Basic Act on Disaster Management
(Focused on the relationship between Prefectures and Municipalities)"
(Hiroshi YOSHIMURA et al., Journal of Social Safety Science, No.46, 2025)

富澤 周¹

Shu TOMIZAWA¹

¹ 東京大学大学院工学系研究科先端学際工学専攻

The Department of Advanced Interdisciplinary Studies, The Graduate School of Engineering, The University of Tokyo

The above-mentioned paper is an important paper that indicates the issues that need to be further considered and the direction of improvement in the law on disaster countermeasures based on the history so far. However, the author differs from the author of the above-mentioned paper in some respects regarding the evaluation of previous research, the thinking behind current laws, and the evaluation of historical documents regarding the history of the law's enactment, and therefore invites discussion.

Keywords: Disaster Relief Act, Basic Act on Disaster Management, government, prefectures, municipalities

1. はじめに

標記論文においては、令和6年能登半島地震における教訓を踏まえ、災害救助法及び災害対策基本法における都道府県及び市町村の権限に関する課題を提示し、それぞれの法律の制定プロセスに着目して課題の淵源を明らかにしようとした論文である。

本論文は、これまでの経緯を踏まえて災害対策に関する法律においてより検討を深めるべき論点及び改善の方向性を示す重要な論稿である。とはいえ、先行研究の評価、現行法令の考え方、及び法律の制定経緯に関する史料の評価の一部について、筆者は標記論文著者と若干異なる考え方をとっている点もあるため、今後の研究の発展を望む立場から以下の通り質疑を行うものである。

2. 先行研究の評価について

標記論文では、制定当時の自由民主党災害対策基本法制定準備委員長により法制定の沿革を論じた資料の一部

を分析した研究¹があると指摘したうえで、当該論文の内容については特段言及することなく、「都道府県、市町村の関係性に焦点を当てて災対法、救助法について、その構造を比較あるいは制定過程を分析した研究はない」と結論付けている。

しかし、当該論文は、地域総合行政主体としてふるまうことが期待される自治体において、総合的な災害対策を実現するうえで影響を及ぼすと考えられる災害対策法制の総合性について、総合性に主眼が置かれた災害対策基本法及び個別の災害への対策について総合的に定めたとされた活動火山対策特別措置法の制定・改正プロセスに着目し、考察した論文である。

この中では、災害対策基本法における地方公共団体の役割について、災害対策基本法の制定に関わった自治省の今井實が「全国 150 万の消防職員を擁する市町村については、基礎的地方公共団体としてこの地位を重視し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災事務を実施する」としたうえで、「防災活動における市町村優先主義の考え方を伺うことができる」と述べている点を

踏まえ、災害対策基本法が、「総合行政主体としての市町村に対する、その総合性を發揮して、総合的、計画的に災害対策を実施することへの期待を端的に表している」と評価し、「災害対策基本法の主眼は、市町村を中心とした総合性・計画性であった」と結論付けている。

また、中央防災会議の機能が十分果たせていなかった点に言及し、法律で与えられた広範な裁量と、十分に機能せず空白状態となった国の担当部局の存在により、実質的にはイギリス型の分権・分離型の事務が行われる行政分野になっていた可能性があるとも述べており、中央地方関係における市町村の立ち位置についても考察が行われている。

さらに、当該論文ではこれを先行研究の枠組みに沿って災害対策基本法の制定を〈一般的事項〉の分権化と位置づけ、これに対して、個別の災害では法定の協議会を中心とした特別法の枠組みの中で集権化が進み、他の行政分野における機能的集権化と時代背景は異なるものの、同じような動機で機能的集権化が生じていることがわかったと結論付けているのである。

このように、直接的に都道府県と市町村の関係を分析したものではないが、災害対策法制における市町村の立ち位置について検討するうえでは、当該論文に対する批判や、当該論文との関係についての考察が必要なのではないかと考えられる。

したがって、当該論文について、標記論文著者はどのように評価し、当該論文と標記論文の関係についてどのように位置づけたのか、示していただきたい。

3. 現行法令の考え方について

標記論文においては、都道府県が総合調整の役割を与えられているのに対し、市町村は総合調整を行うことができない点を課題として挙げている。災害対策基本法第3条から第5条までの責務に関する規定は理念的なものであり、以降の条文でどのような権限を与えられているのかを分析することが重要であると考えられるが、標記論文では応急措置に着目し、第70条第3項（応急措置の実施要請）、第71条（従事命令等）、第72条（市町村長への指示）を挙げている。実際に第72条については逐条解説などにおいても「総合調整を行う責務を有することにかんがみ」たものであると指摘されている²⁾。

しかし、第4条における総合調整は幅広い災害対策全般を対象としたものであると考えられ、応急措置の実施に関する規定のみをもって総合調整の権限を付与したものと解することは困難であると考えられる。

そこで、筆者は第45条（地域防災計画の実施の推進のための要請等）が、第4条で責務とされた総合調整の権限を担保する条文であると考ええる。第45条では、地方防災会議の会長（＝都道府県知事、市町村長）に対し、都道府県においては当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、防災計画に基づき処理すべき事務又は業務について、それぞれ、必要な要請、勧告又は指示をする権限を与えており、第4条において都道府県に課せられた、「防災に関する計画を作成し、及びこれに基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う」という役割を果たすという観点で

も妥当な内容といえるだろう。

なお、本条は平時に策定する防災計画について定めた第3章に属しているものの、自治省官房調査官として法案策定に携わった川合武が1964年に「自治研修」において執筆した論説において、防災会議において以下のように述べている³⁾ことから、少なくとも災害対策基本法制当初は、災害発生時を含むあらゆる場面で適用される規定であったと考えられる。

そして、防災計画を作成することが最大任務とはいえ、単なる会議体ではなく、いざ災害のとき実動する機能を持つものなのであります。といって、もちろん雨風の中で一堂に会するわけではなく「地方防災会議の会長は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進するために必要があると認めるときは、（中略）必要な要請、勧告又は指示をすることができます。……」（法第四十五条）ものなのであります。

なお附記しますが、法第二十三条の災害対策本部は、都道府県警察、都道府県教育委員会、あるいは市町村教育委員会を含めた、知事あるいは市町村長の旗本であり、防災会議とは別立てのもので、これは、知事、市町村長が、防災会議の会長となるからには、まずその陣営を固めたものといえましょう。

普通地方公共団体の総合調整の権限については、地方自治法においても定められており、第157条において「当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる」とされている。また、「必要があるときは、（中略）公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる」、さらに「監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる」こととされている。

これを災害対策基本法第45条における権限と比較すると、地方自治法においては区域内の公共的団体のみが対象であるのに対し、災害対策基本法においては考え得るあらゆる関係者に権限が及ぶようになっている。一方で、地方自治法においては指揮監督の権限があり、必要に応じて事務の報告、書類および帳簿の提出、視察、監督上必要な処分や監督官庁の措置の申請などができるが、災害対策基本法においては要請、勧告又は指示をしたり、報告又は資料の提出を求めたりすることができるにとどまる。ただし、地方自治法第157条で実質的に行使可能な権限の範囲については様々な見方があり、1943年に総力戦体制を整えるために行なわれた市制・町村制の改正時に追加された規定が前身であることを念頭に、長に「指揮監督」を認めていること自体に対し、再吟味が必要であるという指摘もされている⁴⁾ため、実質的にどの程度権限の範囲に差があるのかは評価が難しい。

いずれにしても、第4条の責務規程の内容との関係や、地方自治法第157条の内容との対比から、災害対策基本法において都道府県知事に総合調整を行う実質的権限を与えているのは、第45条であり、普通地方公共団体の長に総合調整の権限を与えた地方自治法第157条に対する特別法として災害対策における都道府県知事の権限の範囲を定めたものと評価することができるであろう。

ところで、第45条は市町村防災会議の長に対しても、当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他

の関係者に対し、必要な要請、勧告又は指示をすることができることとされており、当該市町村の区域内において、地方自治法第 157 条よりも対象団体を広げる形で総合調整を実施することが可能な権限を与えられているとも評価し得ると考えられる。そのような観点から第 5 条における市町村の責務を見ると、第 2 項が市町村長に要求している「消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努め」る権限は、第 4 条における総合調整の責務を果たす権限と同様に第 45 条によって担保されているとも評価できると考えられる。したがって、第 5 条第 2 項は、具体的な例示がなされている一方で「総合調整」という文言は使われていないが、実質的には市町村による総合調整の責務を定めたものであるという評価もできるのではないかと考えられる。

ただし、ここであるところの市町村長による総合調整はあくまでも当該市町村の区域内にしか及ばない。これは、地方自治法第 157 条における総合調整も当該市町村の区域内にしか及ばないため、地方公共団体の総合調整の権限の範囲としては妥当と考えられるが、標記論文が示していたような、市町村の区域外の専門機関との連携に必要な権限を与えるものとはなっていない。この点について、どのような形で担保を行うべきかという点について議論が必要である点はおおむね変わっていないというべきだろう。

ここで、市町村に対して、災害対策基本法第 45 条で定められたような勧告や指示の権限を、市町村の区域外の関係機関に及ぼすことができるような法整備を行おうとする場合、地方公共団体はその区域外では公務を執行できないのが原則である⁵⁾とされていることから、慎重な法的整理が必要になると考えられる。

以上の指摘事項について、標記論文著者としての考え方を示していただきたい。特に、災害対策基本法第 45 条は、都道府県及び市町村に具体的な権限を付与している条文であるにもかかわらず、標記論文では一切言及されていないことから、本条で規定されている内容も踏まえたうえで、都道府県知事と市町村長に与えられた総合調整に係る実質的権限の違いや、市町村長が他の専門機関との連携を円滑に行うことができるようにするためにとり得る法制度について、考え方を示していただきたい。

4. 法律の制定経緯に関する史料の評価について

標記論文では、災害救助法と災害対策基本法の歴史的制定過程、相互の関係、制度課題、両法の不整合性とその背景を比較、分析することとされている。

このうち、災害対策基本法の歴史的制定過程については、国会審議において、市町村防災計画の策定に関する質疑を引用し、市町村の権限やその能力について問題提起がなされ、災害対策を整理する目的で制定された基本法であるはずなのに、その部分が粗い設計であることを提案者である政府が自ら国会における自治大臣答弁で認めているが、そのまま可決され、市町村に関する検討が不十分であったと結論付けている。

しかし、災害対策基本法案の策定にあたっては、自治省内での案の検討が行われ、自民党小委員会において検討し、最後には各省庁とも協議が行われていることは標

記論文でも説明されているが、そこでの案の変遷の事実関係については言及があるものの、そこに至る議論については言及が行われていない。これは、自治省や自民党小委員会での議論の内容が公文書などの形ではほぼ残されていないためやむを得ない面はあるが、議論そのものが不十分であったのか、議論自体は行なわれていたものの記録として後世に残されていないのかについての判断はつかないはずであり、検討が不十分であったと断言するべきではないと考えられる。

なお、自治省内での議論については公文書等で残されていないが、自著省関係者が法律の制定前後に残した著述には、その検討の一端を伺い知ることができる記述がみられる。これら进行分析することは、当時自治省がどのような考え方で都道府県と市町村の役割や権限の配分を行っていたのかを把握するうえでは重要であると考えられるが、標記論文ではそういった分析は行なわれていないように見受けられる。

例えば自治省の事務官として災害対策基本法案の立案に関わった今井實は、1961 年 12 月に刊行された「自治研究」への寄稿の中で、地方公共団体の責務に関し、以下のように述べている⁶⁾。

特に、全国一五〇万の消防職員を擁する市町村については、基礎的地方公共団体としてこの地位を重視し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災事務を実施するものと規定するとともに、消防機関、水防団等の組織の整備並びに区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保共同の精神に基づく自発的防災組織の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めるべきものとしているところから、防災活動における市町村優先主義の考え方を伺うことができる。

また、今井は 1962 年 2 月に刊行された「地方自治」に「災害対策基本法と地方公共団体」と題して寄稿しており、この中では以下の通り述べている⁷⁾。

都道府県、市町村もこれに準じて防災に関する責務を有することとされる。とくに市町村については、その基礎的地方公共団体としての性格に着目して、消防機関、水防団などの組織の整備ならびに区域内の公共的団体等および住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めるものとされている。全国一五〇万の消防職員を擁する市町村は、災害対策の第一線を担うものであり、本法においても、防災活動についての市町村優先の考え方が貫かれている。

さらに、自治省官房調査官として災害対策基本法策定に関わった川合武は、1962 年 5 月に刊行された「都市問題研究」において災害対策における市町村長の役割について以下のように述べている⁸⁾。

従来の災害法規の体制は、消防法・水防法を別として、原則として、都道府県知事のみを活動主体とする。

今までも市町村長は、現場での防災活動の先頭に立つが、それは、概ね、事実行為であり、法的には都道府県知事の委任を受けあるいは都道府県の名に

において行うものとして把握されて来た。

本法では、このことは無用な擬制あるいは現実遊離と考え、また消防機関・水防機関こそ防災の尖兵、中核であるとの認識から市町村長の活動を尊重し、市町村長を防災活動の第一次責任者として公認し、都道府県知事はその後だてであるとの考え方に立つ。

加えて、川合は1964年2月に刊行された「自治研修」においても、以下のように述べている⁹⁾。

現行災害関係法律は、その数、百五十に上がります。公用負担一つを例にとっても、消防法、水防法、水害予防組合法、河川法、道路法、港湾法、漁港法、災害救助法、水難救護法、水道法、土地収用法、土地改良法、伝染病予防法、有線電気通信法、公衆電気通信法、電波法、港湾運送事業法にそれぞれ規定されています。それぞれの法律は各省所管別ですから関連がなくダブリ、そのくせ案外ブランクが多いのです。

といってこれらの法律を一気に整理するわけにもいきませんので、次善の策として、災害対策基本法でこれらの法律の間に脈絡と筋を通し、また空白を埋めることを試み、ほぼそれが成功していると言えましょう。

すなわち、(中略)

また、災害対策基本法では、防災活動第一次責任者を市町村長と決めています。個別の災害法規の体制は、消防法を別とし、他は原則として都道府県を活動主体としています。これらの法規では、市町村長が現場で活動しても、それは事実行為である、あるいは知事の委任を受けて行うものであるとされています。災害対策基本法では、この考え方は無用な擬制あるいは現実遊離と考え、市町村長を公認し、都道府県知事はその後だてとの理論に立ちましたが、これは一進歩でありましょう。市町村長、都道府県知事、国という各行政機関の法的権限と、その責任の分界と、有機的脈絡とが体系づけられたからです。

また、川合は同じ論説の中で以下のようにも述べており、当時の自治省の立場や考え方が表れているといえるのではないかと考えられる。

なお申すまでもなく、地域防災計画は実用向きでありリアルでなければなりません、いまだこの点も不徹底といえましょう。いざ作ろうとすると大変で批評はたやすいことはよくわかっていますが、それでも一言いわしてもらえば、例えば災害救助法では、災害救助のにない手は都道府県知事であり、避難所の開設とか、飲料水の供給とか、現場的なものは市町村長に委任することができることになっています。ところで現在の各県の地域防災計画の文面をみると、避難所の開設について必要があれば一部委任できるという風に法令と同じことが反復されているのが多いのです。むろんケイスイバイケイスイといえればそれまでですが、しかし避難所の開設のごときは、むしろ原則として市町村長に委任するよう計画で決めておく。計画をリアルにするにはそうすべきであると思います。

災害対策基本法の議論の過程そのものについても、関係者の著述やそれと関連する公文書や文献にあたることで明らかにできる場合がある。

たとえば、災害対策基本法案の策定に中心に関わった野田卯一は、「災害対策基本法 沿革と解説」の中で、1959年から1960年にかけて検討が行われた内閣審議室案について、数次にわたって案が作成された旨述べている¹⁰⁾が、本書で示された案の策定期間及び条数から第何次案か特定可能な文書が国立公文書館にいくつかある。

たとえば、科学技術庁が取得した特定歴史公文書である「防災基本法案要綱」は「昭和三四、十二、二一 内閣審議室」というクレジットと15条という条数から、「同年十二月二十一日、十五項目の資料が作成され、同二十二日の各省会議に提出」されたものであることがわかる。また、内閣官房が取得した「災害対策の整備に関する法律案要綱」及び科学技術庁が取得した「災害対策の整備に関する法律」という文書があるが、これらは取得日や条項数などから3月の第三次案またはそれに近いものとみられる。これらを見ると、「国に『防災官』を置き『常時防災会議』を置く」ことは、当初から内閣審議室案に含まれていた一方、災害対策本部長による指揮命令権は当初案には含まれていなかったことがわかる。

標記論文では、「国に『防災官』を置き『常時防災会議』を置く」「災害発生時には『災害対策本部』を置き、災害対策本部長に指揮命令権を付与する」といった岸首相答弁が、それまで内閣審議室が想定していなかった方針であると指摘している一方、逐条解説においては「首相の言明前における内閣審議室案には災害対策本部長の各省庁に対する強力な指揮命令権という構想はなかった」と述べられている¹¹⁾が、特定歴史公文書の内容は逐条解説における記述と整合する内容であるといえるだろう。

また、内閣審議室案が自由民主党による了承を得られず、自治省案を軸とした案が検討されるに至った過程について、前出の自治省の川合は「同年の安保審議の煽りで同案が日の目をみなかったこと、同じ頃行政管理庁の「広域大災害対策の現状とその問題点」と題する監察報告が公刊されたことにより、根本的に再検討を行う要ありということで自由民主党において立案にあたることにな」った旨を述べている¹²⁾。同監察報告については同じく自治省の今井も「その総合的な監察結果は、災害対策関係者に大きな影響を與えた」と評している¹³⁾。

同監察報告では、災害対策に関する行政機構とその運営について、①現行の体制の上にたつて改善をはかる立場、②行政制度の改革によつて是正せんとする立場を挙げ、両者の得失を以下のように説明している¹⁴⁾。

①の立場をとれば、民主主義原理の上にたつて、国民の一人一人の自衛本能に根差す自覚を促かし、部落、村落、市町村、都道府県等の地方自治の本義に立脚して、その自主的努力により、平時より当該地域において起り得る害災のあらゆる事態に対処し得る防災計画を周到に検討し、一旦事ある場合には、関係機関の一体的活動により、実行に遺憾なき体制を確立することが理想であると思われる。

②の立場をとる場合は、各種の案が考えられるであろうが、大災害が予知せられる場合は、その適当な時期を始期とし、予知し難い場合は、発生直後より一定の期間、一定の地域を限定して、あたかも往年の戒厳令のごとき、平時の行政機能の一部を一時的に停止せしめて、国の責任ある機関の統制下にお

くことも一案であろう。

そのうえで、「検討せられつつある防災官、防災会議（中央、府県の二段階）設置の構想は、総合的防災機構の恒久化をはかるものとして、相当の前進施策とみとめられる」と評したうえで、以下の注文をつけていた。

- かりに、防災官、防災会議等の機構が設置された場合においても、漫然たる会議運営にとどまらず、立地条件、土地の環境に即応して、各種の地域的災害を想定し、これにもとづく総合的防災計画（応援体制、事前事後の応急対策等）をたてて、年間適当な時期において、周到に分析検討するほか、次のごとき措置が必要とみとめられる。
- ① 既存の水防協議会、災害救助対策協議会等は、防災会議に吸収統合し、その一部門として防災体制の一元化を図ること。
 - ② 警察、自衛隊等の警備諸計画は、必要な範囲で本計画に採り入れ、検討すること。
 - ③ 国鉄、私鉄、陸上輸送、電々、電気、ガス等各関係機関の防災計画も、また総合的に本計画に加味して検討すること。

本報告がどのように影響を与えたのかを明示的に述べた文献は確認できていないが、本報告の記述と内閣審議室案、自治省案を対比することは、背後にあった議論を推測するうえで一定の意味があると考えられる。

ところで、標記論文では、1961年10月30日の参議院地方行政委員会における審議について、市町村の権限やその能力について問題提起されたのに対し、政府が自ら粗い設計であることを認めているながら、採決に進んで可決されたとしている。

しかし、一連の質疑を見る限り、松永委員の問題意識は、市町村施設の新設や改良について都道府県や国が関係してくる際に、市町村防災計画にそれをどのように反映させるのかという点であったように見受けられる。

この点について、松永委員は、県や国の関連事業を盛り込むために関係者を市町村防災会議に参加させ、計画をボトムアップで積み上げるべきと考えているのに対し、政府委員側は、すべての市町村防災会議への参加は考えておらず、市町村防災計画を作成する際の知事協議の場も活用するというスタンスであり、その中で「三千五百の市町村にそういうようなことは事実上できがたかろうと思うのであります」という答弁が行われている。また、標記論文で「市町村は現場での責任があるが、救助計画などは都道府県が行い、他に水防計画などそれぞれの計画があり、これらが制定後、改正を重ね自然と調整が取れてくることを期待している。」と要約された答弁の原文は以下のものと考えられる¹⁵⁾。

防災計画の中で今お話に出ておりますような防災施設の新設または改良というような施設関係になって参りますと、先刻申し上げたような実際上の調整措置というものを講じて参らなければ、単なる要望事項になってみたり、あるいは相互にちぐはぐが起きてみたりというようなことに相なってくると思うのであります。ただそれらにつきましても、したがいまして、都道府県防災計画というものを作る際においても、市町村のほうの意向というものを積み上げて参りまして、それとの調整あるいは国との調整

というものはかることが事実上必要になって参ると思うのであります。ただ防災計画は、そのような予防的な問題というものは、これまた一つの重要な柱でございますけれども、そのほかもっと直接的な災害予防なり、あるいは災害の応急対策なりという問題も出るわけでございます、これらにつきましても、それぞれの市町村が現地の処理というものを第一線機関としてになっていくという建前に相なっておるわけでございます。そういう意味合いをもちまして、現在も、たとえば救助ということになりますと、救助計画といったようなものはそれぞれ県でもって作っておりますし、あるいは水防計画というようなこととなりますれば、それぞれ市町村の水防事務組合なり予防組合というようなもので立てている。あるいは消防については、市町村が主体になって消防計画を実際に立てておるわけでありまして、これが完璧に動いているかどうかということは別問題といたしまして、そのような制度の建前でもって実際の運用がなされて大過なく行なわれてきております。そういったものをひっくるめまして、この業務計画の中に、防災計画の中に盛り込んでいくということに相なって参りますので、そう調整をとって参ること自体が困難なことでもないのではないかと考えております。その計画を立てた上で、いろいろ計面上の不足のあるものにつきましても、他の市町村に対する応援、その他の要請の問題も織り込んでいくということに相なって参りまして、全体としての調整というものがおのずからはかれて参るのではないかと考えております。ただお話しになりましたように、そうこれは簡単に、この法律ができたからといってすぐできるものではないでございます。かなりのやはり準備と検討をいたしまして、現地に実際に動くような体制の準備でなければ、これは計画倒れになってしまうと実効が上がらないわけでございますので、そういった点を十分に配慮しながら、現実の指導面につきましてはよく検討を加えていく必要はあらうかと思っております。

この答弁は「予防のための施設整備に関して調整措置は必要であり、かつ予防は重要な柱の一つであるが、もっと直接的な災害の応急対策は市町村が第一線機関であり、救助計画や水防計画など実際の運用が大過なく行われていることから、防災計画に盛り込む調整は困難ではないのではないか。ただ、法律ができたからすぐできるものではなく、現実の指導面では検討は必要だ。」という趣旨と考えられる。その後の大臣答弁でも、本法は予防そのものを具体的に動かす形にはなっていないということ述べているのであり、本法の総合性という観点で疑問のある答弁ではあるが、政府として粗い制度設計であることを認めた答弁とはいえないのではないかと考える。特に、標記論文が指摘するような市町村の災害対応能力や応急対応に対する支援に関する課題が表れた質疑と評価するのは困難と思われる。

以上で挙げてきたような、標記論文では採用されていない史料や分析に対する、標記論文著者としての認識や考え方を示していただきたい。

参考文献

- 1) 富澤周・関谷直也：地方自治体における総合的な災害対策と災害法制の関係に関する一考察—災害対策基本法及び活動火山対策特別措置法の制定過程に着目して—, 地域安全学会論文集, No.43, pp.167-177, 2023.
- 2) 防災行政研究会：逐条解説 災害対策基本法〔第四次改訂版〕, ぎょうせい, p.502, 2024.
- 3) 川合武：防災行政の基本問題, 自治研修, 第 43 号, pp.33-34, 1964.
- 4) 北見宏介：地方自治法 157 条に関する歴史的検討, 法学新報, 第 130 卷, 第 7・8 号, pp.285-310, 2024.
- 5) 宇賀克也：地方自治法概説【第 9 版】, 有斐閣, p.21, 2021.
- 6) 今井實：災害対策基本法について, 自治研究, 第 37 卷, 第 12 号, p.95, 1961.
- 7) 今井實：災害対策基本法と地方公共団体, 地方自治, 第 170 号, p.55, 1962.
- 8) 川合武：災害対策基本法について, 都市問題研究, 第 14 卷, 第 5 号, p.24, 1962.
- 9) 川合武：防災行政の基本問題, 自治研修, 第 43 号, pp.34-37, 1964.
- 10) 野田卯一：災害対策基本法 沿革と解説, 社団法人 全国防災協会, pp.50-51, 1963.
- 11) 防災行政研究会編：逐条解説 災害対策基本法〔第四次改訂版〕, ぎょうせい, p.3, 2024.
- 12) 川合武：災害対策基本法案について, 地方自治, 第 162 号, p.25, 1961.
- 13) 今井實：災害対策基本法について（一）, 自治研究, 第 37 卷, 第 12 号, p.90, 1961.
- 14) 行政管理庁行政監察局：台風等災害対策に関する総合監察結果報告書, pp.8-10, 1960.
- 15) 参議院会議録（昭和 36 年 10 月 30 日 地方行政委員会）.

(原稿受付 2025.05.07)